

<受講料 無料>

※教材費：9,198 円は自己負担

オフィスワーク基礎科

基礎から
しっかり
学ぶ

募集
期間

平成23年5月27日 (金) ~ 6月24日 (金)

定員：10名 (応募者が少ない場合は訓練を中止することがあります)

受 講 生 募 集

訓練
期間

平成23年7月19日 (火) ~ 10月18日 (火)

9:00~15:40 (土日祝は休み)

訓練対象者：OA に関する知識および操作技術、総務・経理の基礎的な知識を習得する等、
スキルアップを目指す方、また、それを活かして再就職を目指す方

訓練目標：パソコンを使った業務を効率的に処理するための知識や操作技術、総務・経理
業務に関する基礎知識を習得し、幅広い職種に対応できる人材育成を目指す

訓練修了後：・Microsoft Office Specialist(MOS) Word2003 (スペシャリストレベル)

取得できる ・Microsoft Office Specialist(MOS) Excel2003 (スペシャリストレベル)

資格 ※受験については任意です

選考日：平成23年6月27日 (月) ※面接、筆記試験による選考

結果通知日：平成23年6月29日 (水)

選考および：中ノ川地区生涯学習館

訓練場所 寿都郡黒松内町字中ノ川 297 番地 1 号

訓練実施機関：株式会社グローバル・コミュニケーションズ

お問い合わせ先 TEL (0138) 44-5610 (担当：笹谷)

株式会社 グローバル・コミュニケーションズ

<ご不明な点はお気軽にお電話ください>

TEL : 0138-44-5610

受付時間：平日 9:00 ~ 18:00

訓練カリキュラム

訓練実施機関名：株式会社グローバル・コミュニケーションズ				
訓練コース名		職業横断的スキル習得訓練コース（IT 基礎分野）		想定する就職先の職務・仕事
訓練科名		オフィスワーク基礎 科		
訓練期間		平成 23 年 7 月 19 日～平成 23 年 10 月 18 日		一般事務、経理事務、営業事務 等
訓練時間		9 時 00 分～15 時 40 分		
訓練内容	科目		科目の内容	時間
	学科	社会	開講式、ガイダンス、修了式	4
		パソコンの基礎知識	ハードウェアとソフトウェア、OS とアプリケーションソフト、情報モラルとセキュリティの必要性 等	24
		会計の基礎知識	簿記のしくみ、勘定科目と取引の仕訳、帳簿と記帳 等	10
		人事・労務の基礎知識	入退社手続き、勤怠管理、給与、社会保険・労働保険について 等	30
		就職支援	ビジネスマナー、応募書類（履歴書・職務経歴書・添え状）の作成 等	24
		安全衛生	安全衛生の必要性、労働災害と対策、労働環境、安全衛生法規	2
	実技	パソコンの基本操作	パソコンの基本操作、文字入力練習、ファイル・フォルダ管理	18
		文書作成実習	ビジネス文書の作成や表現力豊かな文書を作成する為の機能、保存・印刷 等	40
		表計算実習	表の作成や関数を利用した計算処理、グラフの作成、保存・印刷 等	40
		プレゼンテーション実習	スライドの作成、アニメーション効果、スライドショー、配布資料・ノートの作成 等	24
		インターネット実習	インターネットを活用した情報検索、電子メール	18
		MOS2003 対策(Word・Excel)	Microsoft Office Specialist(MOS)2003 合格を目標にした対策講座、模試	96
		簿記実習	仕訳実習、転記、試算表・精算表の作成、簿記 3 級模擬練習 等	18
	職業人講話		企業経営者、採用担当者による就職講和：2 時間×3 回	6
	訓練時間総合計		354.0 時間（学科 94.0 時間 実技 254.0 時間 職業人講話 6.0 時間）	
	座学の場合の訓練形態		集合型	

基金訓練の受講手続きの流れ



※ステップ 1 ハローワークにて職業相談後、「基金訓練受講申込書」が交付されます。

※ステップ 2 「基金訓練受講申込書」に必要事項を記入し、弊社に郵送してください。（書類到着後、ご連絡致します）

＜郵送先＞〒041-0811 北海道函館市富岡町 2-4-21 株式会社グローバル・コミュニケーションズ

※ステップ 4 弊社から「選考結果通知書」を郵送致します。

訓練・生活支援給付金について

「訓練・生活支援給付金」とは、雇用保険を受給できない方（受給を終了した方を含む）が、ハローワークのあっせんにより基金訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば、中央協会から訓練期間中の生活保障として支給されるものです。

＜訓練・生活支援給付金の支給月額＞

- 被扶養者のいる方：12 万円／月
- それ以外の方：10 万円／月

＜訓練・生活支援給付金を受給できる方の条件＞

- ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練を受講する方
- 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- 世帯の主たる生計者である方（原則として、申請時点の前年の状況によります）
- 申請時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下の方
- 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下の方
- 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない方
- 過去 3 年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方

※その他、訓練中に満たさなければならない受給条件もございます。詳細は、ハローワーク窓口でお尋ね下さい。